

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習(探究)の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

※別紙2「未然防止のための学校体制」参照

2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員に対しては、平素からいじめについての共通理解を図るため、未然防止から早期発見、対処へと至る取り組みとその具体的な方策を示す。生徒に対しては、いじめ防止の観点から、常に安心・安全に学校生活をおくることができ、規律正しい態度で授業や行事、クラブ活動に主体的に参加・活動できる体制づくりの大切さを理解させる。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、集団の一員としての自覚や自信を育むこと、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土を作り上げる。
- (3) 勉強や人間関係等のストレス等により、いじめが生まれることがある背景を踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感など過度なストレスとならないよう、常日頃認識しておかなければならない事は、わかる授業づくり、全ての生徒が参加・活躍できる授業づくりの推進が学力向上にはもちろん、いじめを始めた生徒指導上の諸問題の未然防止につながることを認識を持つ。
- (4) ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らし、相手の存在や尊厳を認め、他者の役に立っている、また他者から認められている感覚、つまり自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、社会体験・交流体験の機会となるクラス行事や学校行事、生徒会活動、クラブ活動を有効に活用する。
※「自己有用感」・・・単なる自己肯定感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の時間や学級活動、ホームルーム活動等、これまでの学級単位の指導に加え、LHRを含めた人権教育行事の充実をはかり、また生徒会活動の参加を促す等、生徒自ら主体的に考え、行動できるよう環境を整える。また、外部の専門家を招いての講演会の実施しいじめの問題を自分達の問題として受け止める認識を深める機会を設ける。